

173.7ヘクタール

1. 転作等目標面積 173.7ヘクタール

(前年度164.6ヘクタール)

2. 転作率 14.93パーセント

(前年度14.12パーセント)

3. 他用途利用米配分

生産予定面積配分

農家転作目標面積に一律 59.84パーセントを乗じて配分

※ただし、転作等定着化(客土畑で畑地転換)した水田面積がある場合は、調整し配分する。

生産出荷数量配分

上記で配分された面積に10アール当り 460キログラムを配分(前年度同)

※ただし、1袋30キログラム換算で端数が生じる農家については調整を加えた数量とする。

4. 事前売渡申込限度数量

うるち米 68,231俵

昭和60年度の農家配分数量を基礎として配

分する。

5. 公平確保措置

(1) 転作等の未達成者に対しては、未達成加算面積を設定する。また、限度数量についても未達成面積に応じて控除する。

(2) 転作等の未達成集落(農家組合)は、農業関係補助事業の延期又は不採用等の措置がとられることがあります。

6. その他

転作を目標面積以上定着化しようとする農家は、他用途利用米生産配分を農家組合内の農家間で調整することができます。

調整ができない農家は、農家組合長を通じて町に返還することができます。

※他用途利用米の価格は、1俵(60キログラム)11,000円の予定です。

なお、詳しいことは役場産業課にお問い合わせください。

☎ ④1215 (有) 206~02

町単独奨励補助金

種類	交付要件	交付対象水田	交付補助金
大規模転作団地化加算	① 転作田が、ほぼ地続きの団地になっていること。 ② 1ha以上の団地であること。 ③ 参加者及び集落が転作目標面積を達成していること。	団地化された転作田	(10アール当り) 10,000円
小規模転作団地化加算	① 転作田が、ほぼ地続きの団地になっていること。 ② 0.5ha以上の団地であること。 ③ 参加者及び集落が転作目標面積を達成していること。	団地化された転作田	5,000円
転作定着化加算	① 転作作付け面積が1a以上であり作物が統一されていること。 ② 農業者が転作目標面積を達成していること。	転作田 青刈稲・保全管理・農業用生産施設用地を除く	3,000円
集落(組合)達成奨励	集落(組合)において転作等目標面積を100パーセント以上達成していること。	—	一集落(組合)当り 定額